

亀山市公告第23号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和6年5月10日

亀山市長 櫻井 義之

1 業務概要

(1) 業務名

第3次亀山市総合計画等策定業務委託

(2) 業務内容

第3次亀山市総合計画等策定業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月25日まで

2 参加資格要件

本業務の優先交渉権者選定のためのプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に「計画策定・コンサルティング」の取扱業者として登録がされていること。
- (3) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止の措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。ただし、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (5) 本店又は支店の所在地において国税、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞

納していないこと。

- (6) 過去10年間（平成26年4月1日から令和6年3月31日まで）に地方公共団体が発注した総合計画の策定業務の受託実績を有していること。また、当該業務の従事経験のある者を本業務に配置すること。
- (7) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 本業務の実施について、本市と緊密な連絡調整が取れる体制が整備されていること。

3 担当部署

亀山市政策部政策推進課政策調整グループ

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

電話 0595-84-5123

ファクシミリ 0595-82-9955

電子メール seisaku@city.kameyama.mie.jp

4 第3次亀山市総合計画等策定業務委託公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和6年5月10日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所

3の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

ア 第3次亀山市総合計画等策定業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）

イ 第3次亀山市総合計画等策定業務委託仕様書

5 プロポーザル参加意思表明書等の提出

プロポーザルへの参加希望者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加意思表明書（様式1）
- イ 業務実績調書（様式2）
- ウ 会社概要書（様式3）及び会社パンフレット
- エ 申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書の写し、個人である場合は代表者の身分証明書又は住民票の写し
- オ 納税証明書（公告日から起算して6月以内に発行されたもの）
- カ 誓約書（様式4）

(2) 提出期間

令和6年5月10日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

3の担当部署とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

6 企画提案書等の提出

プロポーザル参加意思表明書を提出した者で、企画提案書の提出を要請されたものは、企画提案書その他の要領に定める提出書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和6年5月28日から同年6月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

7 その他

- (1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- (3) 選定しなかった企画提案書は、提出者に返却しないものとする。

- (4) 提出された企画提案書は、優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定により、その例によることとされている亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (6) 本業務の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) プロポーザル参加意思表示書提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (8) 選定の経過及び選定された優先交渉権者は、亀山市ホームページで公開することがある。